

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

千代田区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社（以下「乙」という。）は、千代田区におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が都市の環境・エネルギー分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギーの活用及び脱炭素に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ持続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。
- （1）省エネ推進に向けた取組に関する事。
 - （2）再生可能エネルギー等の地産地消、地域間連携、面的利用等に関する事。
 - （3）都市開発におけるゼロカーボンの推進に関する事。
 - （4）電化その他の脱炭素化に向けたエネルギー転換に関する事。
 - （5）エネルギーレジリエンスの強化に関する事。
 - （6）EV普及に向けたインフラ整備の取組に関する事。
 - （7）地域特性にあった、エネルギー最適利用と地域循環に関する事。
 - （8）前各号に掲げるもののほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組に関する事。
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲と乙の協議の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、前3項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報（当該他の当事者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定の見直し及び解除）

第7条 甲と乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲と乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月12日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号

甲：千代田区
区長 樋口 高顕



東京都港区芝公園二丁目2番4号

乙：東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社
支社長 光田 毅

